

神明台自習室みらい 利用者募集のご案内



保護者の皆様へ

“神明台自習室みらい”は特別養護老人ホーム神明園の母体である社会福祉法人亀鶴会が行う地域公益事業の一環で、神明園敷地内にある「神明台 sTorehouse」を地域の中학생へ自習室として開放しています。夕食を食べる事ができる、中學生限定の自習室です。

○神明台自習室みらい

開催日時：毎週水・土曜日 15時00分～19時00分

場 所：特別養護老人ホーム神明園敷地内 「神明台 sTorehouse」

利用料・食事代：

利用については利用登録制とさせて頂いております。以下の案内をご確認のうえ、ご利用お申込みいただきますようお願い致します。

1) みらいを利用できる条件として以下を確認してください。

- ①まずは利用登録をしていただけること。（登録方法は下記にて詳細を確認願います）
- ②利用対象は中学1年生～3年生とします。
- ③食事やおやつについて個別のアレルギーの対応は致しかねます。
- ④利用者間のトラブルは利用者間で解決していただくことが基本です。スタッフは極力干渉せず子どもたち自身による問題解決能力の成長を促すことを基本とします。
- ⑤施設設備備品について、故意や過失のある損害が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ⑥自習室内で個人の通信端末（スマホ・iPodなど）の使用は禁止とします。タブレットやノートPCも持ち込んで構いませんが、自習に関係ない使用をしている場合は即時使用を中止してもらいます。
- ⑦他利用者の学習の妨げになるような行為には注意を行いますが、改善されない場合は職員の判断で利用を中止し退室していただきます。
- ⑧利用登録に関わる登録情報取得に関しては神明園の担当職員間のみで共有させていただきます。
- ⑨運営中法人側の都合で諸条件の変更を行う場合があります。
- ⑩社会情勢や感染症対策等でみらいの開催を急遽中止することもございます。

2) 利用登録は本紙裏の利用登録申込書に必要事項を保護者をご記入のうえ神明園事務所までお持ちください。お子様が持参していただいてもかまいませんが、記入漏れのないようお願いいたします。不備がなければその場で、本書コピーに利用者ID番号を記載してお渡しし登録完了です。

3) 夕食の受付は当日16時30分まで、10食限定とさせていただきます。

4) 利用できる席には限りがあります。利用状況を確認したい場合は、下記の連絡先までお問い合わせください。

神明台自習室みらいについてご不明な点は神明園 公益事業推進室 岩淵（いわぶち）までお気軽にどうぞ。

特別養護老人ホーム神明園 （代）042-579-2711 （9:30～17:30）

070-3398-7464 （15:00～19:00）